

教育プログラムの名称 : 総合法律  
授与する学位の名称 : 学士 (法学)

#### 【教育目標】

山形大学及び人文社会科学部の教育目標を踏まえ、教育プログラム（総合法律）では、法律学の基礎的知識を修得したうえで、学際的及び実践的視点を養う教育プログラムの履修を通じて幅広く応用可能な法的思考能力を身に付けることにより、法律学の視座から地域社会の課題解決に取り組むことのできる人材の育成を目標としています。

#### 【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

山形大学及び人文社会科学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育プログラム（総合法律）では、基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・姿勢・能力を獲得した学生に「学士（法学）」を授与します。

##### 1. 豊かな人間性と社会性

- (1) 現代社会の様々な法的問題に関心を持ち、特に地域で生活する人々との交流を通じて地域の法律課題を見定め、その解決方法を模索し、より良い社会の実現に寄与することができる。
- (2) 社会の多様な場面で活躍できる柔軟な対応力をもった職業人としての自己イメージを思い描き、将来の職業生活への参入を適切に行えるよう準備することができる。

##### 2. 幅広い教養と汎用的技能

- (1) 広汎な学術的・社会的課題に関する知識をもとに、他者と円滑かつ活発に意見交換することができるとともに、英語文献の読解や英語によるコミュニケーションに積極的に取り組むことができる。
- (2) 情報機器の操作能力と情報管理の能力を身に付けるとともに、統計学や調査法の知識とその運用を通じて様々な課題の分析を行い、学問的思考の成果を効果的に社会に発信することができる。

##### 3. 専門分野の知識と技能

- (1) 高度な法律専門知識の摂取と発展を支える土台として、人間と社会に関する幅広い知識と教養を身に付けている。
- (2) 法律学の体系性を踏まえた専門的な知識を身に付けるとともに、社会の複雑多様な問題を法的観点から論理的・批判的に深く考察し、問題解決の方向性を示すことができる。

#### 【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

山形大学及び人文社会科学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、教育プログラム（総合法律）では、当該コースの学生が体系的かつ主体的に学修を進めることができるように教育課程を編成し、これに従って教育を行うとともに、明確な成績評価基準によって学修の成果を評価します。

## 1. 教育課程の編成・実施等

- (1) 地域社会の具体的な法的ニーズに対応し、課題解決に貢献し得るよう、法律専門職団体や自治体などと連携した多彩な実践教育科目を編成する。
- (2) 将来の職業選択の準備が適切にできるように、キャリア関連の科目を選択必修科目として配置する。また、1年次から高年次に渡って、インターンシップ科目を配置する。
- (3) 日本語で発信する能力の養成をめざした演習科目を配置する。また、英語の幅広い能力を獲得するための科目を拡充する。多様な言語の能力を養うために、初修外国語を必修科目として配置する。
- (4) 1年次の「情報処理」に加え、2年次以降において、社会調査法に関する講義、コンピュータ実習を交えて統計学の基礎を学ぶ演習及びデータ処理力を養成するための演習からなるジェネリックスキル科目を配置する。
- (5) 現代社会で活躍するために必要な知識と教養を身に付け、他者や異文化への柔軟な理解力を養成するために、多様な教養科目や専門科目を配置する。また、クロス・ディシプリナリーな教育を実現するための学部共通科目群を配置する。
- (6) 法学分野の高度な「専門知」を獲得し、多様な場面で応用可能な法的知識とその運用能力を養うために、専門基礎科目と専門展開科目による体系的な教育課程を編成する。あわせて、専門演習など、充実した少人数教育による専門科目を配置する。
- (7) 今日の法的・経済的課題への柔軟な対応力を養成するため、法律・制度と経済社会の関連や公共部門が経済社会に果たす役割について学ばせる科目を配置する。

## 2. 教育方法

- (1) 授業科目のナンバリングを定めて科目の年次配置を厳密に行うとともに CAP 制を実施することにより、卒業年次までの適切かつ計画的な科目履修を通じて、無理のない効果的な学修を促す。
- (2) 主体的・能動的な学びを動機づけるための、実際的かつ学際的な知識と技能が身に付くような学修を促す。
- (3) 自ら課題を見出し、その解決に向けて探究を進め、成果を表現する実践的な能力を身に付けさせるため、学生が主体となる能動的な授業を拡充する。

## 3. 教育評価

- (1) カリキュラムの点検を不断に行い、成績評価方法とその基準の明確化を組織的に進め、学修の成果を厳格に評価する。
- (2) 高年次に実施する基盤力テストを活用し、学修の到達度を評価するとともに、4年次専門演習において研究成果を取りまとめる機会を設け、卒業に相応しい学修水準に到達しているかを評価する。
- (3) 学生による授業改善アンケートや授業改善ワークショップを組織的に実施するなど、学生の主体的かつ意欲的な学修を促す仕組みを整え、良識ある市民に求められる知識・技能・実践能力を評価する。